

京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学堂長)</p> <p>第2条 学堂に、学堂長を置く。</p> <p>2 学堂長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 学堂長の任期は、<u>2年とし、再任されることが</u><u>できる。ただし、引き続き4年を超えないものとする。</u></p> <p>4 学堂長は、学堂の校務をつかさどる。</p> <p>5 学堂長に事故があるときは、あらかじめ学堂長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>6 学堂長が欠けたときは、あらかじめ学堂長が指名する者がその職務を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(学堂長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 学堂長の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠の学堂長の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>学堂長は、再任されることが</u><u>できる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。</u></p> <p>5 学堂長は、学堂の校務をつかさどる。</p> <p>6 学堂長に事故があるときは、あらかじめ学堂長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>7 学堂長が欠けたときは、あらかじめ学堂長が指名する者がその職務を行う。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する学堂長の任期は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。</p>